

花クラブ実行委員会設置要綱

(実行委員会の目的)

第1条 「区民の手で花いっぱい中原」事業（以下「花いっぱい事業」とする。）を推進するため、「花クラブ実行委員会」（以下「実行委員会」とする。）を設置する。

(担当事業)

第2条 実行委員会は、花いっぱい事業に関する次の業務を行う。

- (1) 区役所敷地内等にある樽ポット及び花壇への花植栽事業
- (2) (1)を実施するための企画会議の運営等
- (3) その他本事業に関わる一切の作業

2 前記の業務を行うため、実行委員会の協議により、活動計画を定める。

(委員)

第3条 委員は、公募で集まった区民とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、契約締結日から当該年度の末日までとする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集し、会議の座長は委員長が務める。

(報告義務)

第7条 実行委員会は、各年度の事業終了後、その結果を速やかに区長へ報告する。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、中原区役所地域振興課内に置く。

2 事務局長は、中原区役所地域振興課長を充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会の協議において決定する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 13 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。